

○能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例

平成22年12月10日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、市税その他市の歳入(以下「市税等」という。)の納税等に係る公平性の確保の観点から、市税等を滞納している者(以下「滞納者」という。)に対する行政サービスの制限の措置を実施することにより、市民の市税等の納税等に対する意識の高揚と公平性の確保を図り、もって市の健全な財政の運営に寄与することを目的とする。

(制限措置及びその対象となる市税等)

第2条 市長は、市税等の滞納を放置することにより、それに係る納税等の義務の履行に関する市民の公平感を損なうおそれが生じたとき、当該滞納者に対して、規則で定める行政サービス(以下「行政サービス」という。)の提供の拒否若しくは停止又は許可若しくは認可をしないこと若しくはその取消し等の措置(以下「制限措置」という。)を実施することができる。

2 制限措置は、次に掲げるいずれかの市税等の滞納者に対して実施する。

- (1) 能美市税条例(平成17年能美市条例第50号)第3条に規定する税目
- (2) 能美市立保育園保育料徴収規則(平成17年能美市規則第50号)第2条に規定する保育料
- (3) 能美市国民健康保険税条例(平成17年能美市条例第51号)第1条第1項に規定する国民健康保険税
- (4) 能美市介護保険条例(平成17年能美市条例第107号)第2条に規定する介護保険料
- (5) 能美市農業集落排水処理施設条例(平成17年能美市条例第119号)第13条に規定する排水処理施設使用料
- (6) 能美市営住宅条例(平成17年能美市条例第140号)第14条第1項に規定する市営住宅の家賃

- (7) 能美市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年能美市条例第148号)第6条第1項に規定する公共下水道の受益者負担金
- (8) 能美市公共下水道条例(平成17年能美市条例第149号)第16条第1項に規定する公共下水道の使用料
- (9) 能美市水道事業給水条例(平成17年能美市条例第153号)第20条第1項に規定する水道料金
- (10) 能美市後期高齢者医療に関する条例(平成20年能美市条例第1号)第2条に規定する後期高齢者医療保険料

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に課された市税等で、当該市税等が滞納となったものについて適用する。

(能美市乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部改正)

- 3 能美市乳幼児等の医療費助成に関する条例(平成17年能美市条例第92号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(能美市ひとり親家庭等福祉手当支給条例の一部改正)

- 4 能美市ひとり親家庭等福祉手当支給条例(平成17年能美市条例第93号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(能美市生活支援ハウス条例の一部改正)

- 5 能美市生活支援ハウス条例(平成17年能美市条例第101号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(能美市外国人高齢者福祉手当支給条例の一部改正)

- 6 能美市外国人高齢者福祉手当支給条例(平成17年能美市条例第103号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略